

○行進及び集団示威運動に関する条例

昭和24年12月20日

岡山市条例第42号

改正 令和7年3月19日岡山市条例第1号

行進及び集団示威運動に関する条例を次のように定める。

行進及び集団示威運動に関する条例

第1条 行進又は集団示威運動で街路或は公共の場所を占拠又は行進することによつて公衆の個人的権利及び街路或は公共の場所の使用を排除又は妨害する虞のあるものは公安委員会の許可を受けないでこれを行つてはならない。但し、次に掲げるものについては許可を要しない。

- (1) 学校が行う遠足、修学旅行
- (2) 葬儀その他宗教上の儀式
- (3) その他公安委員会において必要がないと認めたもの

第2条 前条の規定による許可申請は主催する個人又は団体の代表者（以下「主催者」という。）から前条の行進又は集団示威運動の行われる日時の72時間前までに書面をもつて所轄警察署長を経由し公安委員会に提出しなければならない。

第3条 許可申請書には次の事項を記載しなければならない。

- (1) 行進又は集団示威運動の日時
- (2) 主催者の住所、氏名、年令及び参加団体の名称並にその責任者の住所、氏名、年令
- (3) 参加予定人員
- (4) 行進の経路又は集団示威運動の場所
- (5) 行進又は集団示威運動の目的並にその概要

第4条 公安委員会は、行進又は集団示威運動が公共の安全を危険ならしめるような事態をひきおこす虞があると認められる場合の外は許可しなければならない。

公安委員会は許可しない場合は、不許可の理由を附けた説明書を速かに市議会に送付しなければならない。

第1項の許可には公共の安全を保護するため、公安委員会が必要と認める適当な条件を附けることができる。

第5条 第1条の規定に違反して許可を受けない行進又は集団示威運動を指揮したもの第3条に規定する申請書に虚偽の記載をして許可を受けたもの、又は前条第3項の規定に基づき公安委員会が附けた条件に従わないものは1年以下の拘禁刑又は5万円以下の罰金に

処する。

第6条 この条例は第1条に定めた行進又は集団示威運動以外の公衆の集会を行う権利の如何なる方法においても禁止又は制限する権限を公安委員会、警察職員に与えられたものと解釈してはならない。

第7条 この条例は公務員の選挙に関する法令に何等の影響を及ぼすものではない。

第8条 この条例施行について必要な事項は別に公安委員会がこれを定める。

附 則

この条例は、公布の日からこれを施行する。

附 則（令和7年3月19日岡山市条例第1号）

この条例は、令和7年6月1日から施行する。